

議案第2号

岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議について

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことの協議及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第2第1号中「滝沢・雫石環境組合」を「滝沢・雫石環境組合、紫波、稗貫衛生処理組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第2号 参考資料

岩手県市町村総合事務組合同規約 新旧対照表

(関連部分抜粋、下線部分は改正部分)

変更前		変更後	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
1 常勤の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除く。)に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村(盛岡市を除く。)及び一部事務組合等(陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合、盛岡地区衛生処理組合、 <u>滝沢・雫石環境組合</u> 及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。)	1 常勤の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除く。)に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村(盛岡市を除く。)及び一部事務組合等(陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合、盛岡地区衛生処理組合、 <u>滝沢・雫石環境組合</u> 、 <u>紫波、稗貫衛生処理組合</u> 及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。)

議案第3号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を別紙のとおりとするものの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

財産処分に関する協議書

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を次のとおり定める。

紫波、稗貫衛生処理組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を開始した日の属する年度（以下「共同処理開始年度」という。）から退職手当支給事務の共同処理を終了する日の属する年度（以下「共同処理終了年度」という。）までに岩手県市町村総合事務組合に納付した退職手当に係る負担金総額から、紫波、稗貫衛生処理組合の事務費に相当する額（共同処理開始年度から共同処理終了年度までの岩手県市町村総合事務組合の退職手当に係る負担金総額に対する事務費総額の割合を、共同処理開始年度から共同処理終了年度までの紫波、稗貫衛生処理組合の退職手当に係る負担金総額に乗じて得た額）を控除した額（以下「紫波、稗貫衛生処理組合負担額」という。）が、共同処理開始年度から共同処理終了年度までの岩手県市町村総合事務組合が紫波、稗貫衛生処理組合の職員に支給した退職手当の総額（以下「紫波、稗貫衛生処理組合支給額」という。）を超える場合は、岩手県市町村総合事務組合はその超える額に相当する額のうち、紫波、稗貫衛生処理組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を紫波、稗貫衛生処理組合に還付し、紫波、稗貫衛生処理組合負担額が紫波、稗貫衛生処理組合支給額に満たない場合は、紫波、稗貫衛生処理組合はその満たない額に相当する額を岩手県市町村総合事務組合に納付するものとする。

議案第4号

一 関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

一関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

一関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年一関市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号 _____ において「1歳6か月到達日」という。） _____ までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) [略]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3 _____ 及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（<u>同条の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) [略]</p>

イ・ウ [略]

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) [略]

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) [略]

イ・ウ [略]

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) [略]

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) [略]

（非常勤職員がその養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) [略]

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したと

1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) [略]

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(次条及び第10条において「保育所等」という。)における保育

_____その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること _____。

(8) [略]

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____

_____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____

_____その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった

の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われ
ないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること 又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) [略]

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われ
ないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われ
ないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった

こと。

こと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

一関市市民センター条例及び一関市生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定について

一関市市民センター条例及び一関市生活改善センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

一関市市民センター条例及び一関市生活改善センター条例の一部を改正する条例

(一関市市民センター条例の一部改正)

第1条 一関市市民センター条例（平成26年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																											
1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市渋民市民センター</td> <td>一関市大東町渋民字小林 29 番地 4</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市渋民市民センター	一関市大東町渋民字小林 29 番地 4	[略]		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市渋民市民センター</td> <td>一関市大東町渋民字小林 25 番地</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市渋民市民センター	一関市大東町渋民字小林 25 番地	[略]												
名称	位置																												
[略]																													
一関市渋民市民センター	一関市大東町渋民字小林 29 番地 4																												
[略]																													
名称	位置																												
[略]																													
一関市渋民市民センター	一関市大東町渋民字小林 25 番地																												
[略]																													
2	[略]	[略]																											
3	<p>第1項に規定する市民センターに次の施設を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市猿沢市民センター</td> <td>猿沢体育館</td> <td>一関市大東町猿沢字上ノ洞22番地</td> </tr> <tr> <td>一関市渋民市民センター</td> <td>渋民体育館</td> <td>一関市大東町渋民字小林25番地</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	位置	[略]			一関市猿沢市民センター	猿沢体育館	一関市大東町猿沢字上ノ洞22番地	一関市渋民市民センター	渋民体育館	一関市大東町渋民字小林25番地	[略]			<p>第1項に規定する市民センターに次の施設を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市猿沢市民センター</td> <td>猿沢体育館</td> <td>一関市大東町猿沢字上ノ洞22番地</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	位置	[略]			一関市猿沢市民センター	猿沢体育館	一関市大東町猿沢字上ノ洞22番地	[略]		
名称	施設名	位置																											
[略]																													
一関市猿沢市民センター	猿沢体育館	一関市大東町猿沢字上ノ洞22番地																											
一関市渋民市民センター	渋民体育館	一関市大東町渋民字小林25番地																											
[略]																													
名称	施設名	位置																											
[略]																													
一関市猿沢市民センター	猿沢体育館	一関市大東町猿沢字上ノ洞22番地																											
[略]																													

民センター丑石体育館、
 猿沢市民センター猿沢体
 育館、渋民市民センター
渋民体育館、曾慶市民セ
 ンター曾慶体育館、小梨
 市民センター体育館、奥
 玉市民センター千厩維新
 館、奥玉市民センター千
 厩おくらんど、磐清水市
 民センター体育館、田河
 津市民センター体育館、
 松川市民センター講堂、
 室根市民センター津谷川
 体育館、藤沢市民センタ
 ー黄海分館体育館

備考 [略]

民センター丑石体育館、
 猿沢市民センター猿沢体
 育館、渋民市民センター
体育館、曾慶市民セ
 ンター曾慶体育館、小梨
 市民センター体育館、奥
 玉市民センター千厩維新
 館、奥玉市民センター千
 厩おくらんど、磐清水市
 民センター体育館、田河
 津市民センター体育館、
 松川市民センター講堂、
 室根市民センター津谷川
 体育館、藤沢市民センタ
 ー黄海分館体育館

備考 [略]

2 (名称及び位置)

第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
[略]	
一関市田河津市民センター	一関市東山町田河津字石ノ森 <u>2番地3</u>
[略]	

2・3 [略]

(名称及び位置)

第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
[略]	
一関市田河津市民センター	一関市東山町田河津字石ノ森 <u>16番地8</u>
[略]	

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市生活改善センター条例の一部改正)

第2条 一関市生活改善センター条例（平成17年一関市条例第121号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後			
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。					(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置			名称		位置	
一関生活改善センター		一関市巖美町字若井原159番地3			一関生活改善センター		一関市巖美町字若井原159番地3	
東山田河津生活改善センター		一関市東山町田河津字石ノ森2番地 <u>3</u>						
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）			
施設名	利用区分	単位	基本使用料	冷暖房料	利用区分	単位	基本使用料	冷暖房料
一関生活改善センター	研修室	1時間	1室につき 200円	実費を基準として 規則で定める額	研修室	1時間	1室につき 200円	実費を基準として 規則で定める額
	談話室				談話室			
	調理実習室				調理実習室			
東山田河津生活改善センター	集会室	1室につき 400円	1室につき 400円	1室につき100円				
	研修室							
	調理室							
備考 [略]					備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

(施行期日)

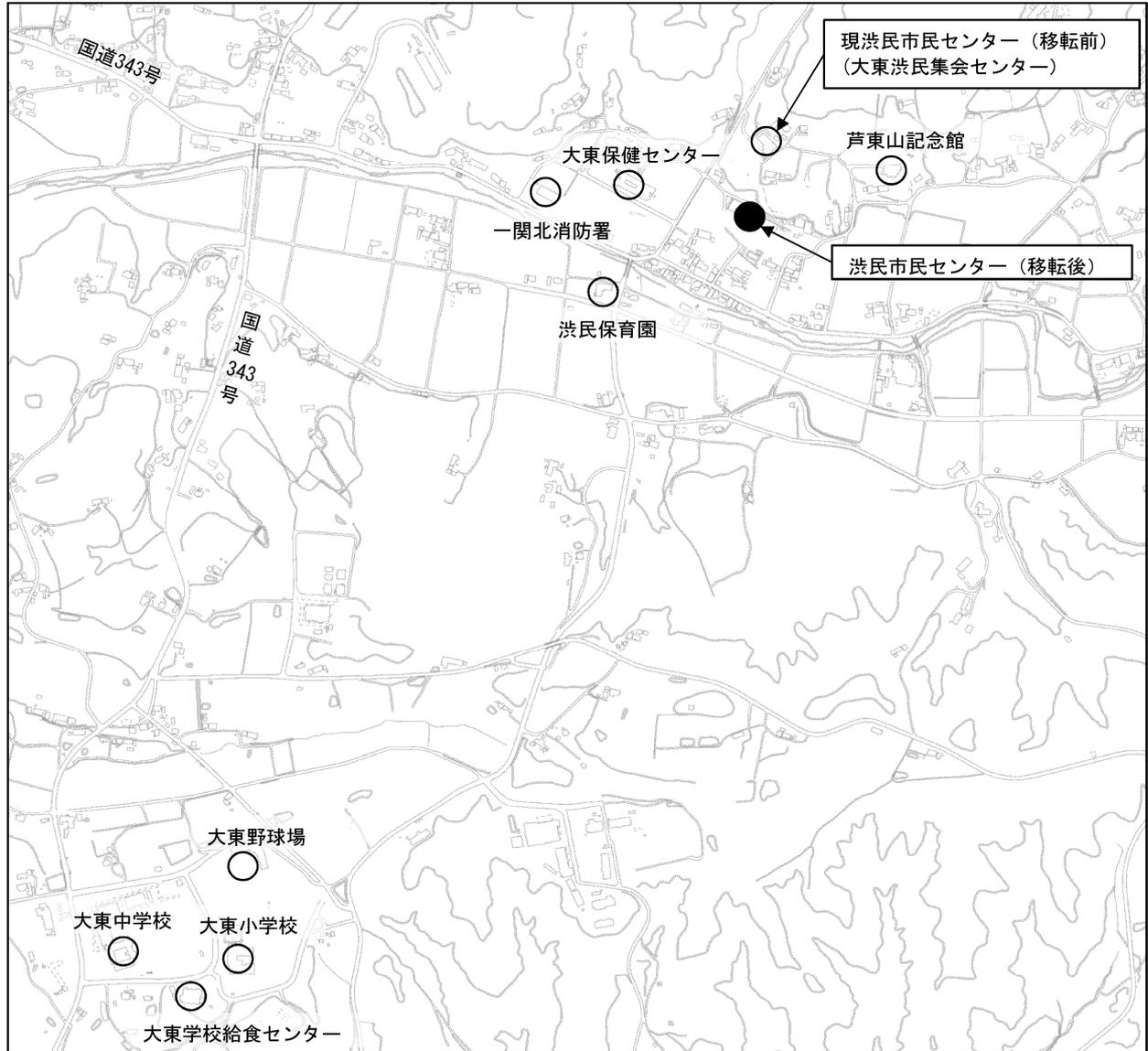
- 1 第1条の表1の項の規定は平成30年4月1日から、同条の表2の項の規定及び第2条の規定は同年6月1日から施行する。

(経過措置)

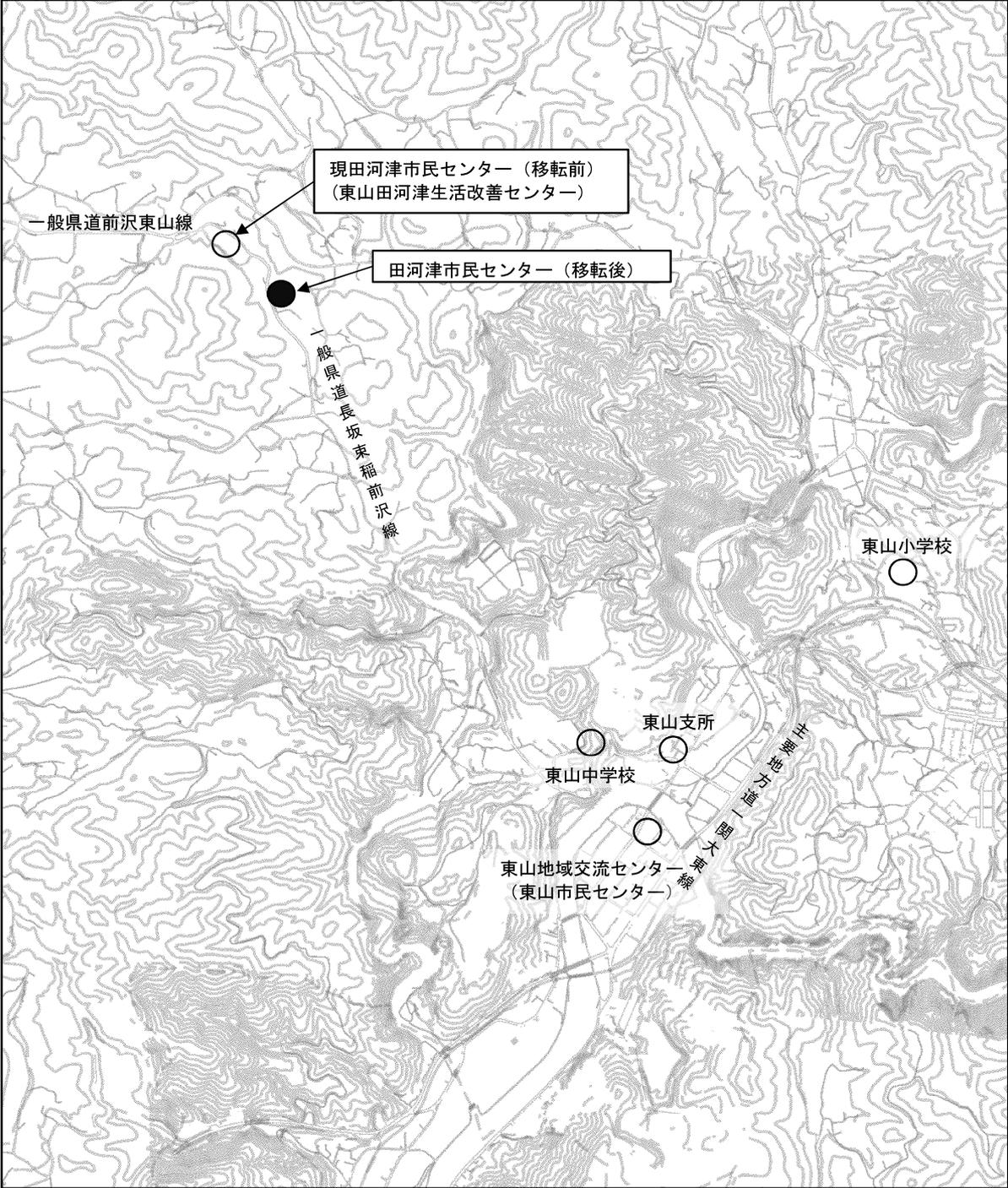
- 2 第1条の規定による改正後の一関市市民センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（前項に規定するそれぞれの日をいう。次項において同じ。）以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日の前日までに第1条の規定による改正前の一関市市民センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

位 置 図



位置図



議案第6号

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第3条、第4条、第5条関係） 医療分の税率等				別表第1（第3条、第4条、第5条関係） 医療分の税率等					
		項目	税率等			項目	税率等		
第3条	所得割	税率	7.68%	第3条	所得割	税率	6.60%		
第4条	均等割	被保険者1人当たり	20,400円	第4条	均等割	被保険者1人当たり	19,000円		
第5条	平等割	1世帯 当たり	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	19,500円	第5条	平等割	1世帯 当たり	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	18,200円
			特定世帯	9,750円				特定世帯	9,100円
		特定継続世帯	14,625円	特定継続世帯			13,650円		
備考 [略]				備考 [略]					
別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係） 後期高齢者支援金分の税率等				別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係） 後期高齢者支援金分の税率等					
		項目	税率等			項目	税率等		

第6条	所得割	税率	<u>2.51%</u>	
第7条	均等割	被保険者1人当たり	<u>6,700円</u>	
第7条の2	平等割	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>6,300円</u>
			特定世帯	<u>3,150円</u>
			特定継続世帯	<u>4,725円</u>

別表第3（第8条、第9条、第9条の2関係）

介護納付金分の税率等

項目			税率等
第8条	所得割	税率	<u>2.50%</u>
第9条	均等割	被保険者1人当たり	<u>8,600円</u>
第9条の2	平等割	1世帯当たり	<u>5,800円</u>

別表第4（第21条関係）

医療分の軽減額

項目			軽減額	
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	<u>14,280円</u>	
		世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>13,650円</u>
			特定世帯	<u>6,825円</u>
		特定継続世帯	<u>10,238円</u>	
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×270,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	<u>10,200円</u>	

第6条	所得割	税率	<u>2.83%</u>	
第7条	均等割	被保険者1人当たり	<u>7,800円</u>	
第7条の2	平等割	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>7,400円</u>
			特定世帯	<u>3,700円</u>
			特定継続世帯	<u>5,550円</u>

別表第3（第8条、第9条、第9条の2関係）

介護納付金分の税率等

項目			税率等
第8条	所得割	税率	<u>2.29%</u>
第9条	均等割	被保険者1人当たり	<u>8,300円</u>
第9条の2	平等割	1世帯当たり	<u>5,400円</u>

別表第4（第21条関係）

医療分の軽減額

項目			軽減額	
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	<u>13,300円</u>	
		世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>12,740円</u>
			特定世帯	<u>6,370円</u>
		特定継続世帯	<u>9,555円</u>	
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×270,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	<u>9,500円</u>	

	第21条 第2号 イ	世帯の所得額が 330,000円＋被保 険者数×270,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>9,750円</u>
	特定世帯		<u>4,875円</u>	
	特定継続世帯		<u>7,313円</u>	
2割 軽減	第21条 第3号 ア	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×490,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>4,080円</u>
	第21条 第3号 イ		特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>3,900円</u>
			特定世帯	<u>1,950円</u>
		円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定継続世帯	<u>2,925円</u>

	第21条 第2号 イ	世帯の所得額が 330,000円＋被保 険者数×270,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>9,100円</u>
	特定世帯		<u>4,550円</u>	
	特定継続世帯		<u>6,825円</u>	
2割 軽減	第21条 第3号 ア	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×490,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>3,800円</u>
	第21条 第3号 イ		特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>3,640円</u>
			特定世帯	<u>1,820円</u>
		円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定継続世帯	<u>2,730円</u>

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条 第1号 ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1 人当たりの均等割の軽減額	<u>4,690円</u>	
	第21条 第1号 エ	世帯の所得額が 330,000円以下の 世帯1世帯当たり の平等割の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>4,410円</u>
			特定世帯	<u>2,205円</u>
特定継続世帯			<u>3,308円</u>	

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条 第1号 ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1 人当たりの均等割の軽減額	<u>5,460円</u>	
	第21条 第1号 エ	世帯の所得額が 330,000円以下の 世帯1世帯当たり の平等割の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>5,180円</u>
			特定世帯	<u>2,590円</u>
特定継続世帯			<u>3,885円</u>	

5割 軽減	第21条 第2号 ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×270,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>3,350円</u>
	第21条 第2号 エ	世帯の所得額が 330,000円＋被保 険者数×270,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>3,150円</u>
			特定世帯	<u>1,575円</u>
		特定継続世帯	<u>2,363円</u>	
2割 軽減	第21条 第3号 ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×490,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>1,340円</u>
	第21条 第3号 エ	世帯の所得額が 330,000円＋被保 険者数×490,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>1,260円</u>
			特定世帯	<u>630円</u>
		特定継続世帯	<u>945円</u>	

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条 第1号 オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1 人当たりの均等割の軽減額	<u>6,020円</u>
	第21条 第1号 カ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1 世帯当たりの平等割の軽減額	<u>4,060円</u>

5割 軽減	第21条 第2号 ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×270,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>3,900円</u>
	第21条 第2号 エ	世帯の所得額が 330,000円＋被保 険者数×270,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>3,700円</u>
			特定世帯	<u>1,850円</u>
		特定継続世帯	<u>2,775円</u>	
2割 軽減	第21条 第3号 ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×490,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額		<u>1,560円</u>
	第21条 第3号 エ	世帯の所得額が 330,000円＋被保 険者数×490,000 円以下の世帯1世 帯当たりの平等割 の軽減額	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	<u>1,480円</u>
			特定世帯	<u>740円</u>
		特定継続世帯	<u>1,110円</u>	

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条 第1号 オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1 人当たりの均等割の軽減額	<u>5,810円</u>
	第21条 第1号 カ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1 世帯当たりの平等割の軽減額	<u>3,780円</u>

5割 軽減	第21条 第2号 オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×270,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額	<u>4,300円</u>	5割 軽減	第21条 第2号 オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×270,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額	<u>4,150円</u>
	第21条 第2号 カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×270,000円以下の世帯1世帯当たりの 平等割の軽減額	<u>2,900円</u>		第21条 第2号 カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×270,000円以下の世帯1世帯当たりの 平等割の軽減額	<u>2,700円</u>
2割 軽減	第21条 第3号 オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×490,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額	<u>1,720円</u>	2割 軽減	第21条 第3号 オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×490,000円以下の世帯1人当たりの均 等割の軽減額	<u>1,660円</u>
	第21条 第3号 カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×490,000円以下の世帯1世帯当たりの 平等割の軽減額	<u>1,160円</u>		第21条 第3号 カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数 ×490,000円以下の世帯1世帯当たりの 平等割の軽減額	<u>1,080円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(一関市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正)

3 一関市国民健康保険事業財政調整基金条例（平成17年一関市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 国民健康保険の保険給付費、 <u>前期高齢者納付金、後期高齢者支 援金、介護納付金</u> 及び保健事業費に要する経費に不足を生じた場合等 の財源に充てるため、一関市国民健康保険事業財政調整基金（以下	(設置) 第1条 国民健康保険の保険給付費、 <u>国民健康保険事業費納付金</u> _____ _____及び保健事業費に要する経費に不足を生じた場合等 の財源に充てるため、一関市国民健康保険事業財政調整基金（以下

「基金」という。)を設置する。	「基金」という。)を設置する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市国民健康保険条例の一部改正)

4 一関市国民健康保険条例（平成17年一関市条例第108号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市が行う国民健康保険_____)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険_____については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条_____に規定する国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の_____定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>第3条 削除</p>	<p>(市が行う国民健康保険<u>の事務</u>)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(国民健康保険運営協議会)</u></p> <p>第2条 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき置くこととされている協議会は、一関市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。</u></p> <p>(協議会_____の委員の定数)</p> <p>第3条 <u>協議会</u>_____の委員の定数は、次の<u>各号</u>に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

議案第7号

一関市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

一関市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

一関市後期高齢者医療に関する条例（平成20年一関市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付</p> <p><u>(2) 広域連合条例第4条の葬祭の給付に係る申請書の受付</u></p> <p><u>(3)～(9)</u> [略]</p> <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 一関市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付</p> <p><u>(2)～(8)</u> [略]</p> <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 一関市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 <u>(法第55条の2第2項において準用</u></p>

_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項_____に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際一関市に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際一関市に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号_____に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際一関市に住所を有していた被保険者

_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際一関市に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際一関市に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際一関市に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により一関市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に同条各号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。

議案第8号

一関市医療介護従事者修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

一関市医療介護従事者修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

一関市医療介護従事者修学資金貸付条例の一部を改正する条例

一関市医療介護従事者修学資金貸付条例（平成28年一関市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、将来_____、看護師、准看護師_____又は介護福祉士（以下「医療介護従事者」という。）として、市内医療介護施設等に勤務しようとする者に対し、医療介護従事者修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、市内医療介護施設等の医療介護従事者の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市内医療介護施設等 次に掲げる市内の施設をいう。</p> <p>ア 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、将来、助産師、看護師、准看護師、<u>歯科衛生士</u>又は介護福祉士（以下「医療介護従事者」という。）として、市内医療介護施設等に勤務しようとする者に対し、医療介護従事者修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、市内医療介護施設等の医療介護従事者の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市内医療介護施設等 次に掲げる市内の施設をいう。</p> <p>ア 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院、<u>診療所又は助産所</u></p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設</p>

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設又は居宅サービス事業を行う事業所

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設

カ アからオまでに掲げるもののほか、法令の規定により医療介護従事者の配置が必要とされる施設等であって市長が別に定めるもの

(2) 学校等 次に掲げる施設をいう。

ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣の指定した大学若しくは学校又は都道府県知事の指定した看護師養成所

イ 法第22条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した准看護師養成所

ウ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。

(3) [略]

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設又は居宅サービス事業を行う事業所

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設

カ アからオまでに掲げるもののほか、法令の規定により医療介護従事者の配置が必要とされる施設等であって市長が別に定めるもの

(2) 学校等 次に掲げる施設をいう。

ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した助産師養成所

イ 法

_____第21条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣の指定した大学若しくは学校又は都道府県知事の指定した看護師養成所

ウ 法第22条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した准看護師養成所

エ 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校又は都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所

オ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

(3) [略]

(貸付金額)

第5条 修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入学一時金

ア 第2条第2号アに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 600,000円の範囲内で市長が定める額

イ 第2条第2号イに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 400,000円の範囲内で市長が定める額

ウ 第2条第2号ウに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 400,000円の範囲内で市長が定める額

(2) 月額貸付金

ア 第2条第2号アに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 65,000円の範囲内で市長が定める額

イ 第2条第2号イに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 40,000円の範囲内で市長が定める額

ウ 第2条第2号ウに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 55,000円の範囲内で市長が定める額

(貸付金額)

第5条 修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入学一時金

ア 第2条第2号アに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 600,000円の範囲内で市長が定める額

イ 第2条第2号イに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 600,000円の範囲内で市長が定める額

ウ 第2条第2号ウに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 400,000円の範囲内で市長が定める額

エ 第2条第2号エに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 400,000円の範囲内で市長が定める額

オ 第2条第2号オに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 400,000円の範囲内で市長が定める額

(2) 月額貸付金

ア 第2条第2号アに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 65,000円の範囲内で市長が定める額

イ 第2条第2号イに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 65,000円の範囲内で市長が定める額

ウ 第2条第2号ウに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 40,000円の範囲内で市長が定める額

エ 第2条第2号エに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 45,000円の範囲内で市長が定める額

オ 第2条第2号オに定める学校等に入学を認められた者又は現に在学している者 55,000円の範囲内で市長が定める額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の一関市医療介護従事者修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

議案第9号

室根村新規就農者支援資金貸付条例を廃止する条例の制定について

室根村新規就農者支援資金貸付条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

室根村新規就農者支援資金貸付条例を廃止する条例

室根村新規就農者支援資金貸付条例（平成8年室根村条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

一関市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

一関市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

一関市都市公園条例の一部を改正する条例

一関市都市公園条例（平成17年一関市条例第179号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章 [略] 第2章 都市公園及び公園施設の設置に関する基準（第2条—<u>第6条</u> —） 第3章～第6章 [略] 附則 （公園施設の建築面積の基準の特例） 第6条 [略]</p>	<p>目次 第1章 [略] 第2章 都市公園及び公園施設の設置に関する基準（第2条—<u>第6条</u> <u>の2</u>） 第3章～第6章 [略] 附則 （公園施設の建築面積の基準の特例） 第6条 [略] <u>（運動施設の敷地面積の基準）</u> <u>第6条の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

一関市手数料条例及び一関市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例及び一関市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2月20日提出

一関市長 勝 部 修

一関市手数料条例及び一関市消防手数料条例の一部を改正する条例

(一関市手数料条例の一部改正)

第1条 一関市手数料条例(平成17年一関市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
1～77 [略]				1～77 [略]			
78 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第	容器検査又は容器再検査手数料	1個につき	(1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器((1)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ	78 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第	容器検査又は容器再検査手数料	1個につき	(1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器((1)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ

18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査

次に定める金額
 ア～ウ [略]
 エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 180円
 オ [略]
 (3) 高強度鋼容器 ((1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 ア 内容積30リットル以上の容器 220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた金額
 イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 220円
 ウ・エ [略]
 (4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の

18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査

次に定める金額
 ア～ウ [略]
 エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 160円
 オ [略]
 (3) 高強度鋼容器 ((1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 ア 内容積30リットル以上の容器 210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額
 イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 210円
 ウ・エ [略]
 (4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の

			区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～カ [略] キ 内容積1リットル未満の容器 <u>90円</u>				区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～カ [略] キ 内容積1リットル未満の容器 <u>80円</u>		
79～97 [略]				79～97 [略]					
98	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備変更許可申請手数料	1件につき	<u>19,000円</u> に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	98	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備変更許可申請手数料	1件につき	<u>17,000円</u> に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
99～114 [略]				99～114 [略]					
備考 [略]				備考 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(一関市消防手数料条例の一部改正)

第2条 一関市消防手数料条例（平成18年一関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	手数料を徴収する事務	金額	種類	手数料を徴収する事務	金額
1	[略]		1	[略]	
2 消防法	(1) [略]	[略]	2 消防法	(1) [略]	[略]
第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア・イ [略] ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 <u>530,000円</u> エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下「総務省令」という。）第1条の2で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令第1条の3で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）	第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア・イ [略] ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 <u>570,000円</u> エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下「総務省令」という。）第1条の2で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令第1条の3で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）

及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,010,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,420,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵

及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 880,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,070,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,200,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,520,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵

所 3,880,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000
キロリットル以上400,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 5,100,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000
キロリットル以上の特定屋外タン
ク貯蔵所 6,290,000円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
の設置の許可の申請に係る審査 次
に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク
貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上5,000キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外タ
ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所 1,130,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000
キロリットル以上10,000キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外タ
ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所 1,340,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000
キロリットル以上50,000キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外タ

所 4,070,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000
キロリットル以上400,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 5,340,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000
キロリットル以上の特定屋外タン
ク貯蔵所 6,490,000円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
の設置の許可の申請に係る審査 次
に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク
貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上5,000キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外タ
ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所 1,180,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000
キロリットル以上10,000キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外タ
ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所 1,410,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000
キロリットル以上50,000キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外タ

ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所 1,500,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000
キロリットル以上100,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所 1,830,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000
キロリットル以上200,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所 2,140,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000
キロリットル以上300,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所 4,350,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000
キロリットル以上400,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所 5,570,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000
キロリットル以上の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付
特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000
円

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵

ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所 1,580,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000
キロリットル以上100,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所 1,940,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000
キロリットル以上200,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所 2,260,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000
キロリットル以上300,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所 4,550,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000
キロリットル以上400,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所 5,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000
キロリットル以上の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付
特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000
円

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵

		<p>所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,750,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,250,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,700,000円</u></p> <p>キ～シ [略]</p>			<p>所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,930,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,470,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,900,000円</u></p> <p>キ～シ [略]</p>	
	(3) [略]	[略]		(3) [略]	[略]	
3～5 [略]						
6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は	(1) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	<p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>		6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は	(1) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	<p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>420,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>

取扱所の完成検査前検査に関する事務

540,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

700,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 920,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,040,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,600,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,030,000円

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000

取扱所の完成検査前検査に関する事務

560,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

730,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,090,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,900,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000円

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000

キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
490,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
630,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
990,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,310,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,720,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
3,320,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
4,060,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000

キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
530,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
680,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,030,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,410,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,780,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
3,430,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
4,190,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000

		<p>キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,650,000円</u></p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,100,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,000,000円</u></p>			<p>キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,800,000円</u></p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,320,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,300,000円</u></p>
	(2) [略]	[略]		(2) [略]	[略]
7 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリッ</p>	7 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安	<p>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリッ</p>

に関する
検査に関
する事務

- トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
430,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000
キロリットル以上50,000キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
720,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000
キロリットル以上100,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 960,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000
キロリットル以上200,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 1,210,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000
キロリットル以上300,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 2,950,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000
キロリットル以上400,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 3,620,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000
キロリットル以上の特定屋外タン
ク貯蔵所 4,170,000円
- イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク
貯蔵所の保安に関する検査 次に掲
げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に

に関する
検査に関
する事務

- トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
460,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000
キロリットル以上50,000キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
750,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000
キロリットル以上100,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 1,020,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000
キロリットル以上200,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 1,300,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000
キロリットル以上300,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 3,150,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000
キロリットル以上400,000キロリ
ットル未満の特定屋外タンク貯蔵
所 3,870,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000
キロリットル以上の特定屋外タン
ク貯蔵所 4,460,000円
- イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク
貯蔵所の保安に関する検査 次に掲
げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に

	<p>応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,660,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,190,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,790,000円</u></p> <p>ウ [略]</p>		<p>応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,690,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,230,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,830,000円</u></p> <p>ウ [略]</p>
備考 [略]		備考 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市手数料条例及び一関市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前までにされた申請については、なお従前の例による。

議案第11号 参考資料

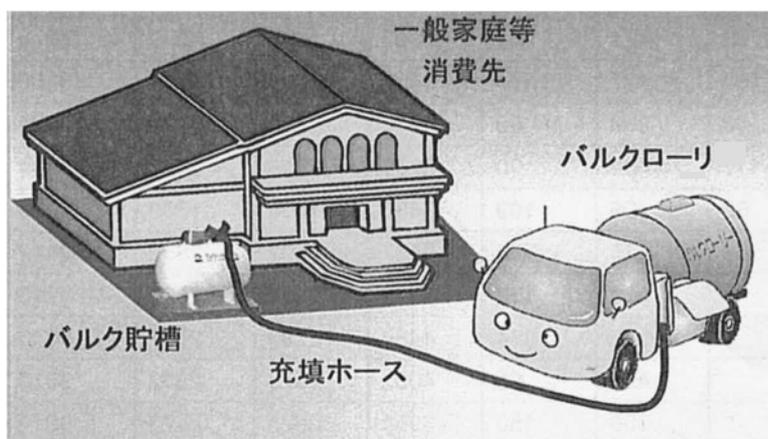
1 高圧ガスを充てんする容器の種類

容器の種類	容器の材質等	具体例
繊維強化プラスチック複合容器	比較的圧力の高い高圧ガスを充てんするもので、金属ライナーに、ガラス繊維素材の材料を巻きつけた複合構造を有する容器	<p>空気呼吸器</p> 
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	比較的圧力の高い高圧ガスを充てんするもので、金属ライナーに、ガラス繊維又は炭素素材などの材料を巻きつけた複合構造を有する容器	<p>主にタクシーやバスなどの燃料容器</p> 
高強度鋼容器	圧力の高い高圧ガスを充てんするもので、継ぎ目のない鋼製のもので造られた強度が高い容器	<p>酸素ガス容器</p> 
その他の容器 (溶接容器)	比較的圧力の低い高圧ガスを充てんするもので、溶接などにより鋼製のもので造られた容器	<p>液化石油ガス容器</p>  <p>アセチレンガス容器</p> 

2 液化石油ガスの充てん設備の概要

「充てん設備」とは、液化石油ガスの消費先（一般家庭用も含む。）に設置されている貯蔵設備（バルク貯槽）に、直接、液化石油ガスを充てんすることができる機能を有したタンクローリをいう。

概要図



充てん設備（バルクローリ）



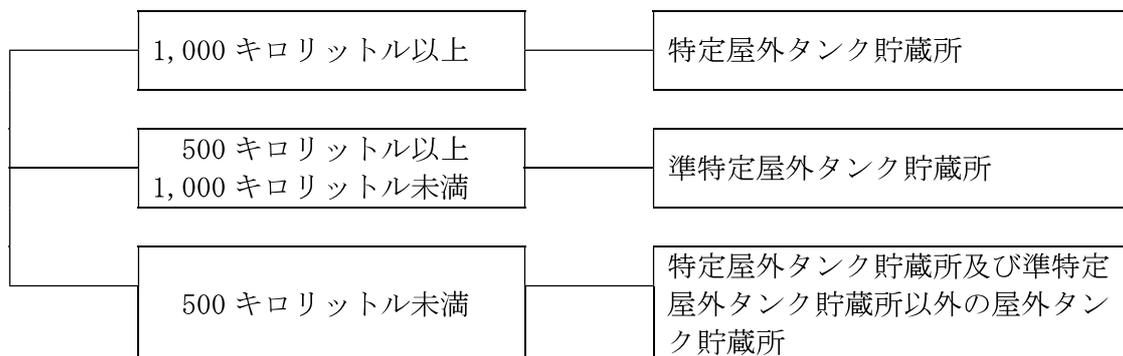
バルク貯槽



3 屋外タンク貯蔵所の区分

(1) 容量による区分

屋外タンク貯蔵所の容量によって、次のとおり区分されている。



(2) 屋根形式による屋外タンクの分類

